

2012年度  
東松山市の施策と予算編成に関する

要 望 書

東松山市長  
森田光一様

2011年12月7日  
日本共産党東松山市委員会  
日本共産党東松山市議団

## はじめに

日頃の市政運営に敬意を表します。

大震災・原発事故から9か月が経過しました。

3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、これまで原子力行政を覆っていた「安全神話」は崩壊し、同原発から放出された放射性物質は大気、海洋、土壌、農作物などを汚染し、将来にわたって国民の健康を脅かすものとなっています。

一方、歴史的な円高が進行しており、日本経済にも多大な影響を与え、とりわけ中小零細企業が苦しい経営を強いられ、存亡の危機に直面しています。

そのような中、民主党政権は、自民、公明両党とともに「税と社会保障の一体改革」の名で、消費税増税をはじめとする庶民大增税と社会保障の改悪を進めようとしています。

日本共産党はこのような「税と社会保障の一体改革」に反対し、社会保障の充実を図るために以下の政策を提言し全力を尽くしています。

- (1) 大企業・大資産家への新たな減税を中止し、軍事費・大型開発・原発関連予算、政党助成金など「聖域」を設けず、歳出のムダにメスを入れること
- (2) 富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革—これまでのゆきすぎた減税を見直し、欧米で検討されている富裕層への課税強化を進めること
- (3) 国民全体で社会保障の抜本的拡充の財源を支えるため、所得に応じた負担を求める税制を行うこと

このような社会経済状況のもとで、今、市政に求められているのは、教育・福祉にかかわる国庫補助や負担金の廃止・縮小に反対すること、地方交付税の削減に反対し、地方財源の拡充を国に強く求めること、これ以上の公共サービスの民営化や市職員の削減・労働強化を進めるのではなく、雇用、福祉、介護、医療の充実、教育環境の整備を推進すること、市民と子どもの健康といのちを守るための放射能対策に万全を尽くすことです。

以上のような日本共産党の基本的な考え方をご理解いただき、来年度の予算編成にあたり、以下に掲げる切実な市民要望・提案を市政に反映させていただきますよう、ここに要望書を提出いたします。

以 上

## (一) 放射能汚染から市民と子どものいのちを守ること

- ① 公共施設の測定・除染をさらに広げるとともに、民間の保育園・幼稚園等の公共的施設の測定・除染を行なうこと。
- ② 放射線測定器を増やし市民に貸し出すこと。その際、貸し出しを希望する市民には測定方法・除染の講習を行なうこと。
- ③ ホットスポットが発見された場合、個人住宅であっても、高齢者・障害者世帯など除染が困難な世帯については、市の責任で除染を行なうこと。
- ④ 学校給食の全食材の測定を行なうために、測定器を購入すること。その結果を保護者に公表すること。
- ⑤ 市内農産物の測定を充実するために、不安を持つ市民が食品の測定ができるよう測定器を設置すること。
- ⑥ 放射能汚染に対する市民からの相談窓口を一本化すること。
- ⑦ 学校、公園などや公共的施設のグラウンドの土壤汚染調査を表層1cmで実施すること。
- ⑧ 放射性物質に汚染されていない安全な飲料水を供給するよう万全の対策をとること。

## (二) 平和憲法を守り、民主的市政を推進すること

- ① 国際平和都市宣言をした街として、憲法9条を守り、「花と歩けの国際平和都市宣言」に「非核」の理念を明記し、広く市民に平和の尊さをアピールする施策を積極的に行うこと。
- ② 国民主権の原則を厳守し、天皇の元首化や美化につながる行為は行政として一切行わないこと。
- ③ 人権教育及び人権啓発に名を借りた「集会所事業」は廃止すること。
- ④ 「同和問題」に関する特定の運動団体への補助金は廃止すること。
- ⑤ 住民サービスの低下につながる消防行政の「広域化」は行わないこと。
- ⑥ あらゆる市民を戦争に巻き込む内容を含む「国民保護法」は真に国民を守るものではない。憲法遵守の立場で国に是正を求めること。
- ⑦ 憲法9条を生かす立場から、児童・生徒・市民の平和教育を推進するために「県平和資料館」をさらに積極的に活用すること。

## (三) 地方自治の本旨に基づく市政の推進、住民負担によらない行財政運営を図ること

- ① 行政サービス、特に福祉や教育に成果主義や市場メカニズムの競争原理はなじまない。市政に「新公共経営(NPM)」は導入しないこと。予算削減だけを目的とする事務事業評価制度は行なわないこと。

- ② 「効率化」の名のもとに、保育園、学校給食、図書館などの公共事業の民営化や民間委託をせず、公的責任を果たすこと。
- ③ 所得の低い高齢者や障害者の生活を守るため、個人市民税、国保税、介護保険料について、法定減免だけでなく「市独自の軽減策」を講ずること。
- ④ 法人住民税は大企業へは制限税率を適用し、不均一課税を導入すること。
- ⑤ 当市は県下で最も人員削減が進み、住民サービスの低下を招いている。正規職員の増員を図ること。
- ⑥ パート職員の労働条件を改善し、格差の是正と雇用の安定を図ること。
- ⑦ 政策づくりの過程や裁判資料、各種調査委員会資料などを含め、行政情報を広く住民に公開すること。
- ⑧ 市のインターネットのインフラ整備は遅れている。市民が市政情報を入手しやすくなるように、市庁舎、図書館、市民活動センターなど公共施設にコーナーを設置すること。
- ⑨ 官製ワーキングプアを生み出す要因にもなる指定管理者制度については、安易に導入しないこと。すでに導入されている施設については常に報告を求め、実態を市民に公表し、直営に戻すことも含めて点検・見直しを図ること。
- ⑩ 公共事業は安全性、質の高さを市民に保証するものでなければならない。民間同士の契約と異なり、特に質の高い公的業務や事業が要求される公共調達において、働く労働者の雇用確保、労働条件・賃金の適正化を図ることによって、事業や施設の高い質と安全性を確保する公契約条例を制定すること。
- ⑪ 「総合評価入札制度」の本格導入等により市内業者が参加しやすい仕組みをつくり、分割発注なども進め、地域経済の活性化に取り組むこと。
- ⑫ 医療崩壊、福祉の後退、生活保護行政の困難などの主要な原因である地方交付税削減、「社会保障と税の一体改革」に反対し、国庫補助・交付税の増額を国に強く求めること。

#### (四) 住民福祉を充実し、子育ても老後も安心な市政を

##### 1、高齢者が安心して暮らせる医療、介護の充実を

- ① 「後期高齢者医療制度」は最悪の差別医療制度である。早期に廃止するとともに、75歳以上の高齢者の医療費を無料にするよう国に求めること。
- ② 高齢者の保険料の負担軽減を図るとともに、保険証の留め置きをせず、滞納者に資格証明書を発行しないよう「広域連合」に強く求めること。
- ③ 介護保険財政に対する国庫負担の増額を国に強く求めること。併せて、保険料および利用料の減免制度を国の制度として確立するよう国に求めること。
- ④ 高額な介護保険料を引き下げるため市独自に一般会計からの繰り入れを行うこと。

- ⑤ 介護保険料減免の条例規定の拡充に努め、市民に周知徹底を図ること。
- ⑥ 特養ホームなど介護基盤の整備に公的責任を果たすこと。
- ⑦ 市が委託する介護サービス事業者に対し、高齢者や家族の立場に立ってサービス内容の指導・監督責任を果たすこと。
- ⑧ 5ヶ所の地域包括支援センターに対し、地域の実情に合った施設運営への財政支援や人材養成などの支援策を講じること。
- ⑨ 高齢者の「自立支援・介護予防事業」への予算を増額し、ヘルパーを増員するなどきめ細やかな在宅支援の拡充を図ること。
- ⑩ 療養病床の廃止を中止するよう国に求めること。

## 2、安心して子育てできる市政を

- ① 「子どもの最善の利益」を尊重する市政を推進するために、「市子どもの権利条例」を早期に制定すること。
- ② 直接契約制度の導入や最低基準の廃止など、保育の市場化と公的保育の放棄につながる「子ども・子育て新システム」を撤回するよう国に求めること。
- ③ 市立保育園の民営化を行わず、公的責任を果たすこと。
- ④ 「新システム」の導入を前提とせず、現行制度に基づき保育を必要とするすべての子どもが入所できるよう認可保育園を増設すること。
- ⑤ 認可保育園増設のために、一般財源化された公立保育園の運営費、建設費への国庫負担を復活するよう国に求めること。
- ⑥ 市立保育園に正規職員を増やすこと。
- ⑦ 同一労働同一賃金の原則に立って、市立保育園パート職員の労働条件を正規職員並に整備すること。
- ⑧ 民間保育園職員の公私格差をなくすため、運営費補助の増額を図るよう更なる努力をすること。
- ⑨ 公立のみでなく、私立も含め、すべての保育園に保健師・看護師を「巡回派遣」できる体制の整備を図ること。
- ⑩ 長時間保育、緊急一時保育、障害児保育など多様なニーズに答えられるよう、市立保育園の職員体制の充実を図ること。
- ⑪ 保育料の引き上げはしないこと。
- ⑫ 長期契約の公立学童保育所の指定管理者に対し、市は設置者としての指導・監督責任を果たすこと。
- ⑬ 民間の学童保育所の老朽化した施設の建て替えや改修に対し、市独自の補助を拡充すること。
- ⑭ 中学・高校生の居場所を保障する「児童館」の建設計画を立て具体化すること。

## 3、障害者の生活と権利を守り、社会参加の促進を

- ① 国の動向を見守るだけでなく、「障害者自立支援法」に代わる新法が、障害者の意見を汲み取り、自立と尊厳を最大限に尊重したものとなるよう国に強く要請すること。
- ② 障害者・家族の負担を軽減するために、市独自に住民税非課税世帯の利用料負担に対する軽減策を講じること。
- ③ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者の就労のあり方や働く場を確保するために各種事業所を支援すること。
- ④ 障害者施設等で作っている物品の調達、および簡単な手仕事などの受注を積極的に増やすこと。
- ⑤ 地域活動支援センターの整備拡充を図り、在宅精神障害者の日常生活への支援を強化することとともに、ホームヘルプやグループホームなどの在宅福祉サービスの充実を図ること。
- ⑥ サービス利用計画の策定は、障害者や家族の立場にたったプランとなるよう関係者に対して市が指導責任を果たすこと。
- ⑦ 在宅高齢障害者が増えている現状を受けとめ、安否確認ができるきめ細かな支援策(配食やごみの収集など)を講ずること。
- ⑧ 福祉タクシー利用料金の助成を拡充し、併せて自動車利用者へのガソリン代の補助制度を創設すること。

#### 4、市民が安心して暮らせる保健・医療・福祉の充実を

- ① 市民病院の充実・改善をはかるために、
  - 1 地域医療を守る公立病院として存続させること。
  - 2 医師確保に特段の手立てを図り、一日も早く休日夜間の救急医療を再開すること。
  - 3 医師・看護師・技師などの労働条件の向上に努めること。
  - 4 全職員の意見や要望を受け止めるとともに、運営方針に対し共通認識が持てるよう努めること。
  - 5 患者の立場に立ち、院外処方だけでなく院内処方も選択できる体制にすること。
  - 6 インフォームドコンセントを重視し、患者に信頼される医療をめざすこと。
- ② ガン検診・脳ドックなど生活習慣病予防検診の受診率を高めるために、個人負担の軽減を図り、市独自の助成をすること。
- ③ 小児定期検診と相談体制をより一層充実させ、保健師の増員を図ること。
- ④ 5箇所地域包括支援センターのサービスの水準を高めること。そのためにそれぞれの地域の実情に合った施設運営やサービスの提供ができるよう、財政支援や人材養成などを行なうこと。
- ⑤ 一人暮らしの高齢者世帯等へのきめ細かな在宅支援策(配食やごみの収集など)を拡充すること。
- ⑥ 国は「高齢者住まい法」を改定し、「サービス付き高齢者向け住宅」の建設を促進することになった。市においても、ケア付グループホームの建設を促進すること。

- ⑦ 高齢者世帯の介護予防のためのリフォームに対し、貸付でない助成制度を創設すること。
- ⑧ 配食サービスは、高齢者の健康と見守り、地域のコミュニケーションを図るという理念に立って、サービスの体制をつくること。
- ⑨ 国民健康保険制度は相互扶助制度ではなく、憲法第 25 条に基づく社会保障制度である。一般会計からの繰入金をさらに増やし、高く払えない国保税の引き上げを行なわないこと。
- ⑩ 「国民健康保険制度は、被保険者の相互扶助で成り立つ」という考えを見直し、国保会計への国の負担を増やすよう、国に強く求めること。
- ⑪ 国保税滞納者に資格証明書を発行しないこと。実情をよく調査し、留め置きなどせず、無条件に保険証を交付すること。
- ⑫ 乳幼児、一人親家庭、重度障害者等の医療費の無料化を国の制度とするよう国に強く求めること。
- ⑬ 市民の健康増進のため健康増進センターに温水プールを併設すること。

## (五) 子どもが大切にされ、楽しく学べる学校・学習環境づくりを

- ① 戦前の侵略戦争を肯定し、戦後の平和教育をゆがめる教科書は採用しないこと。
- ② 行政の教育内容への介入が危惧され、教師間の信頼関係を損なう恐れがある「東松山師範塾」は止めること。
- ③ 引き続き県立平和資料館を積極的に活用し、平和教育を推進すること。
- ④ 国の基準として「30人学級」を実施するよう、国に強く求めること。
- ⑤ スニーカープランの拡充を図り、全校・全学年に 35 人以下学級を実現すること。
- ⑥ 市採用の教職員を増やし、負担を軽減するなどして長時間過密労働を早急に解消すること。
- ⑦ 「労働安全衛生法」に準拠した市独自の管理規定を、期限を決めて整備し、教職員の労働条件の改善を進めること。
- ⑧ 子供の学力は日々の教育実践の中で把握できるものである。学力テストによる序列は児童生徒間、学校・教職員間、地域間等に過度の競争を強いるものである。全国学力テストに参加しないこと。
- ⑨ 教育予算を増額し、保護者負担の軽減を図ること。
- ⑩ 学校教育の現場で、体罰を含む一切の暴力・いじめをなくすこと。
- ⑪ 暴力行為・いじめ・不登校等、生徒指導に関する調査は、子どもの人格を尊重する立場に立って慎重に実施すること。
- ⑫ 各学校で、学力・進学・人間関係など、保護者の悩みに対し、きめ細かな相談体制のさらなる充実を図ること。
- ⑬ 総合教育センターは児童生徒の立場に立った運営に努め、児童生徒・保護者への相談体制の充実を図ること。

- ⑭ 児童生徒のクラブ活動は、早朝・放課後活動の実態を調査し、1日3時間を超える過重な活動にならないよう指導すること。
- ⑮ 猛暑から子どもたちの健康を守るために、全ての普通教室にエアコンを設置すること。
- ⑯ 学校図書室に、専任の司書教諭を配置すること。
- ⑰ 市立図書館は市職員以外の司書資格を持つ職員を直接雇用し、図書館事業の充実を図ること。
- ⑱ 市立図書館の館長は司書資格を持つ職員を配置すること。
- ⑲ 市立図書館展示室・視聴覚室の運営にあたっては、市民の芸術・文化活動団体との共催を図り、各種事業を後援し、無料化に努めること。
- ⑳ 市北部地域の文化の拠点となっている「なしの花図書室」の更なる充実に努め、利用者拡大を図ること。
- 21 市内の民俗芸能等の継承・発展を図るとともに、関係団体への助成を増やし、ネットワークの充実を図ること。
- 22 市の貴重な埋蔵文化財を広く市民に公開する機会を増やすとともに、歴史民俗資料館を建設すること。
- 23 市民体育館サブアリーナにエアコン及び床暖房を設置すること。

## (六) 地元中小企業・商業・農業の振興を図ること

- ① 地域経済を活性化させるための「地域経済振興計画」を早急に策定すること。
- ② 公共調達には分離・分割発注で地元優先とし、地元の中小企業発注率を向上させること。
- ③ 市発注工事は、制限付一般競争入札の趣旨にそって、下請け業者も市内業者とするよう元受業者を強く指導すること。市は全ての下請業者まで把握すること。
- ④ 地域密着型の政策で地域経済を活性化させるために、住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- ⑤ 大型店、大資本系チェーン店の無秩序な出退店を規制するよう、県に強く求めること。
- ⑥ 商店街を活性化させるために、駅周辺に「市民交流プラザ」を建設すること。
- ⑦ 商店会や自治会、老人クラブ、福祉団体などと協働し、実行ある「空き店舗対策」を積極的に進めること。
- ⑧ 有機・減農薬を推進し、環境にやさしい農業に取り組む農家やグループを支援すること。
- ⑨ 市民の放射能汚染への不安を解消し、安心安全な食材を供給するために放射能測定器を設置すること。
- ⑨ 花いっぱい運動を進めるにあたり、人的・財政的に地域の推進団体を支援すること。
- ⑩ 農協と協働して野本の農産物直売所を改修・改善し、併せて、北部地域への農産物直売所の設置を働きかけること。



- ⑪ 食料自給率を上げるためにも地産地消をさらに奨励し、学校、市民病院、福祉施設などの給食に地元農産物の使用を増やすなど、総合的支援策を講じること。
- ⑫ 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)、自由貿易協定(F T A)など日本農業に大きな打撃となる協議に参加しないよう国に強く要請すること。

## (七) 緑と清流・快適で安全な生活環境づくりを

- ① 滑川、市野川、月中川などの更なる浄化を進めるため、県および上流町村と連携し、清流と親水環境を取り戻す総合対策を立てること。
- ② 河川に隣接する郊外住宅団地の生活雑排水の浄化対策について、計画を立て、財政的支援等を含む特段の手立てを図ること。
- ③ 私有林等を含めた緑地、里山、沼など貴重な自然環境の保全のため、下草狩りなど維持管理への支援を講ずること。
- ④ 野生の動植物が高密度に生存している鞍掛橋周辺を「ビオトープ」として総合的に、早急に整備すること。
- ⑤ 公園に高齢者用の健康器具を設置すること。
- ⑥ 保育園など公共施設の緑化を推進すること。
- ⑦ 市街地の街角緑化に助成制度を創設すること。
- ⑧ クリーンセンターの改築を進めるにあたり、リサイクルプラザの建設を含む総合的計画を立てること。
- ⑨ 事業系ごみの排出業者及び収集業者に対し、分別収集の徹底を指導・強化すること。
- ⑩ 公共施設、交差点、歩車道の段差解消など、高齢者・障害者の立場にたった整備を引き続き促進すること。
- ⑪ 通学路の点検整備を強化すること。北中前の前川橋に歩道の設置、新明小・「きらめきクラブしんめい」周辺の排水溝を歩行者用通路に改善すること。
- ⑫ 自転車道の整備計画を早急に明らかにし、利用を促進する施策を推進すること。
- ⑬ 国道 407 号線、若松町一丁目交差点の歩行者・自転車の安全優先の改良を促進することと併せ、全面的改良を国・県に強く要請すること。
- ⑭ 和泉町、美土里町、松葉 3・4 丁目の生活道路、下水道の面的整備計画を市民に公開・意見聴取し、早期完成に努めること。
- ⑮ 合併処理浄化槽への補助金を増額し、国と県に補助金の増額を強く求めること。
- ⑯ 和泉町、美土里町、松葉 3・4 丁目、幸町などの冠水対策は、下水道の面的整備を待たず、水資源涵養の観点からも促進を図ること。
- ⑰ 市街化区域内における公共下水道の整備促進を図ること。市街化調整区域内においては、合併処理浄化槽の更なる普及促進を図るため、側溝の整備を進めること。
- ⑱ 公共施設に太陽光発電を設置するなど、積極的な自然エネルギーの活用を図ること。
- ⑲ 市民の太陽光発電設備に対する市の補助の増額を図ること。

## (八) 女性の地位向上、真の男女平等を目ざして

- ① 「男女共同参画推進条例」を広く市民に周知するとともに、積極的に「市共生プラン」の推進、啓発に努め、施策の充実を図ること。
- ② 女性の社会活動を支援する「専用の相談室(センター)」を設置すること。
- ③ 性の商品化やセクハラ、DVなどを人権問題として啓発し、相談体制の強化および「公的シェルター」の整備を図ること。
- ④ 青少年に有害な雑誌・DVDなどの販売、性風俗店などへの規制の強化を国・県に強く要請すること。
- ⑤ 地域、職場、学校などあらゆる場で、男女平等の啓蒙活動を推進すること。
- ⑥ 市役所女性職員の能力が発揮できるよう職域を拡大し、さらに女性の管理職登用に努めること。
- ⑦ 各種審議会、協議会における女性の登用率は30%にも満たない。35%以上の達成に向けて努力すること。
- ⑧ 自営業や農業に従事する女性の労賃を正當に評価するため、所得税法第56条を廃止するよう「国に要請」すること。
- ⑨ 育児、家族介護などを行なっている市役所に働く女性が働き続けられる職場環境の整備に努めること。

以上